政　令

刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十二号

刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十月二十日とする。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣　高市　早苗

建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十三号

建築士法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

国土交通大臣　井林　辰憲
内閣総理大臣　高市　早苗

建築士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十四号

建築士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「第二十二条の三の三第四項」を「第二十二条の三の三第三項」に改め、同条第一項中「第二十二条の三の三第四項」を「第二十二条の三の三第三項」に改め、「工事監理受託契約」の下に「（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。）」を加える。

附　則

この政令は、建築士法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　井林　辰憲
内閣総理大臣　高市　早苗

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二(1)(viii)中「及び天然無水石膏」を「、天然無水石膏及びプラスター」に改め、同号(1)(xii)中「キーゼル石」を「蛭石、真珠岩、緑泥岩、キーゼル石」に改め、同号(2)中「及び含鉄マンガン鉱」を「、含鉄マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱」に改め、同号(3)(ii)を次のように改める。

(ii)　高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品

別表第二の三第二号の二(4)(i)中「水素」を「塩素、昇華硫黄、沈降硫黄、コロイド硫黄、水素」に改め、同号(4)(iv)中「及び二酸化マンガン」を「、二酸化マンガン、鉄の酸化物及び鉄の水酸化物」に改め、同号(10)中(xiv)を(xv)とし、(xiii)を(xiv)とし、(xii)を(xiii)とし、(xi)の次に次のように加える。

(xii)　プラスチックの単繊維、棒及び形材